

事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは、一般家庭用の集積所に出すことはできません。

分別名	対象となるもの
燃やせるごみ (業務用青袋)	生ごみ(十分に水切りをしてください)、紙くず、割り箸、草、葉、タバコの吸い殻、布、衣類、皮革類など
ビニール・プラスチック類 (業務用白袋)	ビニール類、プラスチック類、石油化学製品、ゴム類など 容器類は中身を取り除いてください
ビン・カン・ガラス (業務用赤袋)	アルミ缶、スチール缶、ビン類、ガラス類など 容器類は中身を取り除き、キャップも取り除いてください
金物・陶磁器類 (業務用黄袋)	一斗缶、鍋、やかん、フライパン、茶碗、皿、スプレー缶(穴をあけて)、傘、その他金属を含むものなど

分別を徹底し、市の処理施設へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

分別方法

『燃やせるごみ』『ビニール・プラスチック類』『ビン・カン・ガラス』『金物・陶磁器類』に分別し、

半透明の業務用ごみ袋を使用してください

処理方法

○市の処理施設へ自己搬入する場合

- 『燃やせるごみ』…いすみ清掃工場・☎361689
- 『ビニール・プラスチック類』『ビン・カン・ガラス』『金物・陶磁器類』…リサイクルプラザ・☎361000

搬入時間は、月～土曜日の午前8時30分～正午、午後1時～4時30分です。黒ビニール袋などのごみ袋や分別が悪い場合は受け入れをお断りする場合があります

許可業者に処理を委託する場合

成田市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

くわしくはクリーン推進課 ☎201530へ。

成田市第5次行政改革推進計画

効率的な行政運営を目指し策定

市では「成田市第4次行政改革大綱」に基づき、具体的な改革項目を定めた行政改革推進計画を策定し、効率的な行政運営を推進しています。

第4次行政改革推進計画(平成14年度から16年度)では、69の改革項目のうち63項目を達成(達成率91・30%)しましたが、計画期間終了を受け、新たに、第5次行政改革推進計画(平成17年度から19年度)を策定しました。計画には、66の改革項目が定められています。今後も、本計画の推進によって地方分権社会にふさわしい自治体運営の確立と、市民満足度の向上に努めていきます。

なお、計画は市ホームページ

(<http://www.city.narita.chiba.jp>)の企画課のページ、または行政資料室(市役所1階)・市立図書館で閲覧できます。

くわしくは企画課事務管理室(☎201500)へ。

住宅資金に利子補給

住宅を建築・購入した人に市が5年間利子補給

市では、住宅金融公庫から資金の融資を受けて市内に住宅を建築または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

- 対象：市町村税を完納しており次のいずれかにあてはまる人
- 給与所得だけの人は、金銭消費貸借抵当権設定契約(以下、金消費約という)前年の合計収入額が800万円以下
- 給与以外の所得のある人は、金消費約前年の合計所得が600万円以下
- 当初借入金利率が2%を超えていないこと

申込期間：金融公庫との金消費約後6カ月以内(やむを得ない

理由がある場合は1年以内)

利子補給率：当初金利マイナス2%(ただし1%限度)

利子補給額：年末融資残高(1,000万円を限度)×利子補給率×2分の1(5年間補給)

公庫利用でも、年金融資、財形融資、リフォーム融資、フラット35は対象になりません。

くわしくは営繕課 ☎201552へ。

自賠償保険・共済

期限切れ

掛け忘れにご注意を

自賠償保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

特に車検制度のない原動機付自転車・250cc以下の軽二輪自転車は、期限切れ、掛け忘れに注意してください。

くわしくは自動車総合安全情報ホームページ(<http://www.jibai.jp>)をご覧ください。

スプレー缶、カセットボンベ

必ず使い切ってから 指定ごみ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は、その排出方法によっては、収集やリサイクルプラザで処理するときに爆発事故や、火災などの発生原因となります。爆発事故が発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損し、修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理にも大きな影響を及ぼします。

スプレー缶、カセットボンベは、ガスなどを使いきり、穴をあけ、シンナーなどの容器は、中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って、金物・陶磁器類(黄色の指定袋)の収集日の朝8時30分までに集積所に出してください。なお、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理をお願いします。市民の皆さんのご協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課 ☎ 20-15330(入)。

迷惑駐車

運転者のモラルにかかっています

最近、駅周辺だけでなく、住宅街などにも迷惑駐車が横行し、取り締まりを強化してほしいとの苦情や要請が後を絶ちません。

迷惑駐車は、緊急車両の通行を妨げるなど市民生活に重大な影響を及ぼします。

市では、街頭啓発などを通じ運転者の意識改革を訴えています。また、警察署に取り締まりを要請し、実施してもらっています。

迷惑駐車は最終的に運転者一人ひとりのモラルや良心に頼らざるを得ません。迷惑駐車をする人は、近くの居住者や関係者が多いと思われるので、周囲の人で話し合ってみてください。

くわしくは交通防犯課 ☎ 20-1527(入)。

犯罪捜査への協力

あなたの情報が 事件解決の糸口に

警察では、特に重大な犯罪を行うつて逃走中の指名手配被疑者を

ストアップし、これらの犯罪者を逮捕するため、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡調査を行います。

犯人を早期に逮捕し、事件を解決するため、捜査活動に対する市民の皆さんのご理解とご協力がぜひとも必要です。

そこで、市民の皆さんには、次の点についてご協力をお願いします。

○ 指名手配被疑者の検挙にご協力を！

○ オウム真理教特別指名手配被疑者をはじめとする指名手配被疑者によく似た人物を見かけたり、その被疑者に関する情報をご存知の人は、通報をお願いします。

○ 「事件かな」と思ったなら迷わず110番を！

おかしいな、と思った場合や怪しい人を見かけたりした場合は、深夜、早朝を問わず、110番通報をお願いします。

○ 犯罪について知っていることは積極的に通報を！

不審な人や車を目撃したとか、犯人に似た人物を知っているといった場合には、ためらわず警察に通報をお願いします。

○ 聞き込み捜査にご協力を！

でもかまいませんので、積極的にご協力をお願いします。

○ 被害にあったときは必ず届け出を！

犯人の第二、第三の犯行を防ぎ被害の拡大を防止するためにも、勇気を出して、警察に届け出るようお願いします。

連絡は、110番または成田警察署 ☎ 27-0110(入)。なお、オウム真理教特別手配についての情報は ☎ 0120-006024(入)。

土砂の埋め立て

残土条例が適用されます

市では、土砂の埋め立て、盛り土、たい積行為および土砂などの土質について必要な規制を行うことにより、自然環境や生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、住民が健康で安全かつ快適な生活を確保する目的から「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

この条例により、市内で500平方メートル以上の埋め立て(一時た



い積を含む)を行う場合は、すべて条例の手続きが必要になります。なお、安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てに利用できません。

くわしくは環境対策課 ☎ 20-1532(入)。

今月の納税

国民健康保険税 (第5期分)
介護保険料 (第5期分)

○ 納期はいずれも11月16日(水)~30日(水)です。

くわしくは 保険年金課(☎20-1526)、介護保険課(☎20-1545)へ。

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 わ せ 先
市民相談 (行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 (家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 (予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	11月22日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	11月15日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	11月15日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 (英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	11月24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	11月19日(土) ・20日(日)	9:30～16:00	国際文化会館 (産業まつり会場)	県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎23-3286
女性就業 (内職) 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	12月6日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	11月17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	11月28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎20-1536
健康体力相談	12月6日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談 (予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談 (予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター ☎20-2922
教育相談 (不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいるーむ21	教育相談室 ☎20-1414